

2025年3月19日

各 位

会社名	株式会社マクロミル
代表者名	代表執行役社長 CEO 佐々木 徹 (コード番号：3978 東証プライム)
電話番号	03-6716-0700 (代表)

**TJ1 株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果
並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ**

TJ1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2024年11月15日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）（以下、当社株式と本新株予約権を総称して「当社株式等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年3月18日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年3月26日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

（注）「本新株予約権」とは、2015年9月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（行使期間は2015年10月19日から2025年10月18日まで）をいいます。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。本公開買付けに応募された当社株式等の総数（25,787,201株）（本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。）が買付予定数の下限（25,660,500株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025年3月26日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式等 25,787,201株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年3月26日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である TJ Holding Limited、並びに TJ Midco Holding Limited 及び TJ Group Holding Limited も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

また、当社の主要株主であり筆頭株主であったトライヴィスタ・キャピタル株式会社（以下「トライヴィスタ」といいます。）は、本公開買付けの決済が行われた場合には、公開買付者が新たに筆頭株主に該当することとなるため、2025年3月26日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、当社の主要株主に該当することになります。

さらに、当社の主要株主であった Grantham Mayo, Van Otterloo & Co.LLC（以下「GMO」といいます。）は、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募し、その全てを公開買付者が取得することとなっ

たため、2025年3月26日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主等の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	TJ1 株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 赤池 敦史	
(4) 事 業 内 容	1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務 2. 前号に付帯関連する一切の業務	
(5) 資 本 金	10,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	2024年8月28日	
(7) 大株主及び持株比率	TJ Holding Limited	100%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

② 新たに親会社に該当することとなる者の概要

TJ Holding Limited

(1) 名 称	TJ Holding Limited	
(2) 所 在 地	Suite 2009-11, ICBC Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong	
(3) 代表者の役職・氏名	Yee Man Cristal HO	
(4) 事 業 内 容	1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務 2. 前号に付帯関連する一切の業務	
(5) 資 本 金	100 円	
(6) 設 立 年 月 日	2024年10月2日	
(7) 大株主及び持株比率	TJ Midco Holding Limited	100%
(8) 当社と当該会社の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

TJ Midco Holding Limited

(1) 名 称	TJ Midco Holding Limited	
(2) 所 在 地	Suite 2009-11 ICBC Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong	
(3) 代表者の役職・氏名	Yee Man Cristal HO	
(4) 事 業 内 容	1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務 2. 前号に付帯関連する一切の業務	

(5) 資本金	100円
(6) 設立年月日	2024年12月19日
(7) 大株主及び持株比率	TJ Group Holding Limited 100%
(8) 当社と当該会社の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

TJ Group Holding Limited

(1) 名称	TJ Group Holding Limited
(2) 所在地	Suite 2009-11 ICBC Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong
(3) 代表者の役職・氏名	Yee Man Cristal H0
(4) 事業内容	1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務 2. 前号に付帯関連する一切の業務
(5) 資本金	10,000 米国ドル
(6) 設立年月日	2024年9月30日
(7) 大株主及び持株比率	CVC Capital Partners Asia VI Limited 88.10%
	CVC Capital Partners Asia VI (B) SCSp 8.99%
	CVC Capital Partners Investment Asia VI L.P. 2.91%
(8) 当社と当該会社の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

③ 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる者の概要

(1) 名称	トライヴィスタ・キャピタル株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋兜町6番5号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 後藤正樹
(4) 事業内容	投資運用業

④ 主要株主に該当しないこととなる者の概要

(1) 名称	グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー (Grantham Mayo, Van Otterloo & Co.LLC)
(2) 所在地	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 02109、ボストン、ステート・ストリート 53、スイート 3300 (53 State Street, Suite3300, Boston, Massachusetts 02109, U.S.A.)
(3) 代表者の役職・氏名	ジェネラル・カウンセル (General Counsel) フィリップ・ザコス (Philip Zachos)
(4) 事業内容	投資顧問業

(4) 異動前後における異動する株主等の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① TJ1 株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数（注））			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主である 筆頭株主	257,872 個 (66.19%、 25,787,201 株)	—	257,872 個 (66.19%、 25,787,201 株)	第1位

(注) 異動後の「議決権所有割合」は、当社が2025年2月14日に提出した第12期半期報告書（以下「本半期報告書」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数（40,630,500株）に、同日現在残存し行使可能な本新株予約権（第4回新株予約権 5,672 個）の目的となる当社株式の数（567,200 株）を加算した株式数（41,197,700 株）から、本半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（2,239,541 株）（なお、当該自己株式数には、当社の役員等の株式報酬制度に係る株式給付信託（BBT）として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（435,820 株）を含めておりません。）を控除した株式数（38,958,159 株）に係る議決権の数（389,581 個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、「議決権所有割合」の記載について同じです。）をいいます。

② TJ Holding Limited

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	—	257,872 個 (66.19%、 25,787,201 株)	257,872 個 (66.19%、 25,787,201 株)	—

③ TJ Midco Holding Limited

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	—	257,872 個 (66.19%、 25,787,201 株)	257,872 個 (66.19%、 25,787,201 株)	—

④ TJ Group Holding Limited

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	—	257,872 個 (66.19%、 25,787,201 株)	257,872 個 (66.19%、 25,787,201 株)	—

⑤ トライヴィスタ

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	

異動前	主要株主である 筆頭株主	70,950 個 (18.21%、 7,095,000 株)	—	70,950 個 (18.21%、 7,095,000 株)	第1位
異動後	主要株主	70,950 個 (18.21%、 7,095,000 株)	—	70,950 個 (18.21%、 7,095,000 株)	第2位

(注) 上記については、当該株主から 2023 年 5 月 29 日に提出された大量保有報告書（変更報告書）に基づき記載しており、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

⑥ GMO

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	47,300 個 (12.14%、 4,730,000 株)	—	47,300 個 (12.14%、 4,730,000 株)	第2位
異動後	—	—	—	—	—

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者、TJ Holding Limited、TJ Midco Holding Limited 及び TJ Group Holding Limited は、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使しうる立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式等の全てを取得できなかったことから、当社が 2024 年 11 月 14 日に公表した「TJ1 株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手续により、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。当該手続の実施により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

(添付資料)

2025 年 3 月 19 日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年3月19日

各 位

会 社 名 TJ1 株式会社
代表者名 代表取締役 赤池 敦史

株式会社マクロミル（証券コード：3978）の
株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

TJ1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024 年 11 月 14 日、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社マクロミル（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」において定義します。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024 年 11 月 15 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが 2025 年 3 月 18 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び住所

名称 TJ1 株式会社

住所 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

(2) 対象者の名称

株式会社マクロミル

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 2015 年 9 月 30 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は 2015 年 10 月 19 日から 2025 年 10 月 18 日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
38,958,165 株	25,660,500 株	— 株

(注 1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（25,660,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（25,660,500 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式及び対象者の役員等の株式報酬制度に係る株式給付信託（BBT）として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する対象者株式（以下「BBT所有株式」といいます。）を取得する予定はありません。

(注 3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う株券等の最大数（38,958,165 株）を記載しております。これは、対象者が 2024 年 11 月 14 日に公表した「2025 年 6 月期第 1 四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（40,480,500 株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可

能な本新株予約権（第4回新株予約権 7,172 個）の目的となる対象者株式の数（717,200 株）を加算した株式数（41,197,700 株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,239,535 株）（なお、当該自己株式数には、BBT所有株式を含めておりません。）を控除した株式数です。

（注4）本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

（注5）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5） 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年11月15日（金曜日）から2025年3月18日（火曜日）まで（80営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6） 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金1,275円

② 本新株予約権1個につき、金72,500円

2. 買付け等の結果

（1） 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（25,660,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（25,787,201株）が買付予定数の下限（25,660,500株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後の公開買付条件等の変更の公告及び公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2） 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2025年3月19日に、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

（3） 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	25,220,001株	25,220,001株
新株予約権証券	567,200株	567,200株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	25,787,201株	25,787,201株

(潜在株券等の数の合計)	(567,200株)	(567,200株)
--------------	------------	------------

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	92,210 個	(買付け等前における株券等所有割合 23.67%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	257,872 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.19%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	383,854 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年2月14日に提出した第12期半期報告書（以下「本半期報告書」といいます。）に記載された2024年12月31日時点における総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本半期報告書に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（40,630,500株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権（第4回新株予約権 5,672個）の目的となる対象者株式の数（567,200株）を加算した株式数（41,197,700株）から、本半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,239,541株）（なお、当該自己株式数には、対象者の役員等の株式報酬制度に係る株式給付信託（BBT）として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する対象者株式（435,820株）を含めておりません。）を控除した株式数（38,958,159株）に係る議決権の数（389,581個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
 楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

- ② 決済の開始日
 2025年3月26日（水曜日）

- ③ 決済の方法
 （みずほ証券株式会社から応募される場合）
 公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた

株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座（復代理人）へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2024年11月14日に公表した「TJ1株式会社による株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容（2024年12月26日付「TJ1株式会社による株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025年1月17日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年2月3日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025年2月17日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、及び2025年3月4日付「株式会社マクロミル（証券コード：3978）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。）から変更はありません。なお、公開買付者は、本公開買付けの結果を受け、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

TJ1株式会社

（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします

公開買付者及びその関連者 (対象者を含みます。) 並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。